第32回

読谷村農業委員会会議録

第32回　読谷村農業委員会総会　議事録

開催年月日	令和８年４月27日（月）
開催時刻	14時00分　開会 16時00分　閉会
開催場所	読谷村役場　３階大会議室
農業委員の出欠状況	出席者９名　　欠席者１名

議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
１番	幸喜　敦子	出	６番	棚原　靖	出
２番	知花　竜	出	７番	與久田　一徳	出
３番	伊波　正景	出	８番	山内　一真	出
４番	比嘉　健二	出	９番	真栄田　武	欠
５番	儀間　景子	出	10番	比嘉　幸男	出

農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者8名　　欠席者0名	
氏名	摘要	氏名	摘要
津波　宏	出	新垣　勝二	出
仲村渠　英正	出	比嘉　豊彦	出
知花　徳栄	出	池原　昌邦	出
比嘉　光雄	出	屋宜　清	出

事務局職員	局長　波平　伸吾　　係長　寺西　正吾

議事日程

日程１　会長諸般の報告
日程２　会議録署名委員の指名について
日程３　会期の決定について
日程４　報告第４号　農地転用許可指令の接受について
日程５　議案第14号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程６　議案第15号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程７　議案第16号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程８　議案第17号　農地転用事業計画変更承認申請について
日程９　議案第18号　非農地証明願いについて
日程10　議案第19号　農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長	これより第32回読谷村農業委員会総会を始めます。 ―　日程１　会長諸般の報告　― ―　日程２　会議録署名委員の指名　― ―　日程３　会期の決定について　―
議長	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定しました。 次に、日程４の報告第４号　農地転用許可指令の接受について、事務局から報告をお願いします。
事務局	２ページ目をご覧ください。 報告第４号　農地転用許可指令の接受について。
議長	これは報告ですので、特に質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。
	（「はい」の声あり）
議長	では次に、日程５の議案第14号　農地法第３条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
事務局	３ページ目を御覧ください。 議案第14号　農地法第３条の規定による許可申請について。
議長	では、これより農地法第３条の規定による許可申請についての審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。６番委員どうぞ。
委員（６番）	６番棚原です。写真は真ん中の下のほうです。申請人は平成29年から読谷村のリフレッシュ農園で営農を行っています。今回新たに所有権を取得し野菜類の栽培を計画しており、基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに委員から御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行します。
質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（６番）　６番棚原です。写真は真ん中上のほうです。申請人は自作地及び借入地でサトウキビを栽培しており、申請地でもサトウキビを計画しており、基準適合表もクリアしておりますので、許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長　ないようですので進行します。
質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。

次に、日程６の議案第15号　農地法第４条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

13ページ目をお願いします。
議案第15号　農地法第４条の規定による許可申請について。

議長

それでは、農地法第４条の規定による許可申請についての審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。６番委員どうぞ。

比嘉光雄推進委員

比嘉光雄です。航空写真の２ページをめくってください。申請地は住宅に隣接しており、共同住宅を計画しているところであります。許可基準適合表を満たせば何ら問題はありませんけれども、適合表がクリアされていませんので、不許可でよろしくお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉光雄委員のほうからは、不許可相当の御意見ですが、ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは採決を行います。
受付番号１番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号１番は、不許可相当で進達することに決定しました。
次に、日程７の議案第16号　農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

14ページ目を御覧ください。
議案第16号　農地法第５条の規定による許可申請について。

議長　それでは、農地法第５条の規定による許可申請についての審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員（４番）　比嘉です。受付番号１番につきましては、資料の３ページ。申請地は用途地域内にあり、一般住宅を計画していることが許可基準適合表をクリアしていますので、許可相当でお願いいたします。

議長　現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、許可相当の御意見でありました。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。
質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は、許可相当で進達することに決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員等の御意見からお願いします。比嘉健二委員どうぞ。

委員（４番）　比嘉です。受付番号２番につきましても、資料の３ページ、申請地は用途地域内にあり、貸駐車場を計画していることから、許可基準適合表をクリアしていますので許可相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、許可相当の御意見でありました。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。
質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は、許可相当で進達することに決定しました。
次に、受付番号３番について、これは事務局からの説明でいいですか。

事務局　航空写真３ページをお願いします。左側のちょっと上のほうです。位置は、この赤い四角で囲まれた場所になります。これは次の議案の事業計画変更とも関連しますが、株式会社沖建住宅から申請人に所有権を移すための申請ということになります。住宅地に隣接しており、一般住宅を計画していることから、特に問題ないと思っております。

議長　事務局の現地調査については、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしの声ですので進行します。
これより採決を行います。
受付番号３番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は、許可相当で進達することに決定しました。
次に、日程８の議案第17号　農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局より提案理由説明をお願いします。

事務局　15ページ目を御覧ください。
議案第17号　農地転用事業計画変更承認申請について。

議長　それでは、事務局のほうから農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がありました。これより審議に入ります。
受付番号１番と２番は、関連しておりますので一括して審議を行いたいと思います。

事務局　航空写真の３ページをお願いします。事業計画変更の受付番号１番については、当初の計画者沖建住宅から申請人へ継承するということになります。２番目については、沖建住宅が引き続き建築条件付き土地売買としてそのままやりますという申請になっています。何でこのような申請をするかというと、この土地については、331平米の土地に２棟建築条件付きをやりますという申請を出しています。１つの申請で２棟建てるという申請を当初やりました。ただ、これがうまくいかず、１棟が先に建ってしまったので、申請人に所有権移転、名義を変更しないといけないが、２棟建てるという計画なので、現況証明というのが出せないです。計画が完了して農地じゃないですよという証明が出せないものですから、先に１棟だけを変更して、それをやって申請人に変更します。あと１棟は沖建住宅がそのまま継承しますという申請の流れになります。分けてやればこういうことはないですが、２棟を建てますという申請なので、こういう複雑な申請が出てくるということになります。一応、事業計画変更自体は問題ないので大丈夫です。

議長　今、事務局から説明があったとおり、事務局としては承認相当ですということでよろしいですか。

事務局　はい。

議長　事務局のほうからは、承認相当の説明ですけれども、ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。
ほかに御質問ありますか。

（「進行」の声あり）

議長　進行の声がありますので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号１番と２番は承認相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番と２番は承認相当で進達することに決定しました。
次に日程９の議案第18号　非農地証明願いについて議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　16ページ目を御覧ください。
議案第18号　非農地証明願いについて。

議長　ただいま、非農地証明願いについての説明がありました。これより審議に入ります。受付番号１番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　航空写真４ページをお願いします。真ん中のほうです。申請地はむら咲きむら内の観光施設の中にあります。20年以上耕作されておらず、ずっとこのような状態でありますので、非農地で問題ないと思っております。以上です。

議長　現地を確認した事務局のほうからは、承認相当の御意見であります。
ほかに御質問はないですか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　では、質疑を終結して採決を行います。受付番号１番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号１番は証明相当と決定しました。
次に、受付番号２番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。比嘉委員どうぞ。

委員（４番）　４番比嘉です。航空写真の５ページ、真ん中の黄色い場所になりますが、申請地は墓地に囲まれた小規模な農地で、20年以上耕作されておらず、農地行政上も特に支障がないことから、非農地として問題なく、証明相当でお願いいたします。

議長　現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに御質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、質疑を終結して採決を行います。
受付番号２番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。
次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見をお願いします。豊彦委員。

比嘉豊彦
推進**委員**　豊彦です。航空写真の６ページの真ん中の黄色い囲いになっています。申請地は小規模な農地で、20年以上耕作されておりません。農地行政上も特に問題ないと思いますので、非農地証明相当でお願いします。

議長　現地を確認した比嘉豊彦委員のほうでは、証明相当の御意見であります。ほかに質問がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長　ないようですので、質疑を終結して採決を行います。
受付番号３番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、受付番号３番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、事務局に一任することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。
次に、日程10の議案第19号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局　17ページを御覧ください。議案第19号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

事務局　皆さん、こんにちは。農地活用推進課農政係の江田です。よろしくお願いします。今回から、農地中間管理事業を前年度までいた黒島さんから変わりまして新たに入っていますので、少し自己紹介をお願いします。

事務局　この４月から農地活用推進課のほうで農地調整員としてお世話になることになりました山田章子と言います。黒島さんの後任になります。どうぞよろしくお願いします。

事務局　よろしくお願いします。では、資料を説明いたします。

議長　ただいま、事務局のほうから提案理由の説明がございました。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いします。委員からの御質疑はありませんか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長　質疑を終結して、これより採決を行います。

議案第19号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして日程１から日程10まで、全ての審議が終了しました。

議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　異議なしと認め、会長に一任することに決定をいたしました。

これをもちまして第32回読谷村農業委員会の総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。